



税率の審議をする国民健康保険運営協議会委員の皆さん

国民健康保険事業をとりまく環境は、厳しい状況が続いています。増え続ける医療費に対応するため、収税対策などにも力を入れた結果、市の国民健康保険会計は、23年度決算で繰越金を計上することができる見込みとなりました。

6月開催の国保運営協議会の審議を経て、税率の改定は見送ることになりました。しかし、依然として厳しい財政運営でありますので、本年度も納期内納付へのご理解とご協力をいただくとともに、医療費削減へのご協力もあわせてよろしくお願い申し上げます。

笛吹市国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

平成24年度国民健康保険税率は 昨年引き続き据え置きとなりました

国保納税通知書を7月中旬に
発送します

7月中旬に平成24年度国保税の普通徴収納税通知書を発送します。納期は、7月末から翌年2月末までの毎月納付です。1年分の国保税を8回に分けて納めます。特別徴収対象者は、納期に関係なく年金支給からの天引きとなります。

▼平成24年度納期

納期	第1期	第2期
納期限	H24.7.31	H24.8.31
納期	第3期	第4期
納期限	H24.10.1	H24.10.31
納期	第5期	第6期
納期限	H24.11.30	H24.12.28
納期	第7期	第8期
納期限	H25.1.31	H25.2.28

▼納期を過ぎると・・・
納期を過ぎると、督促状が送られ、延滞金がかかります。少しでも納期を過ぎて納められていない世帯には、徴収員が訪問しています。徴収員は身分証明書を持参していますが、ご不審な点がありましたら、市役所へご連絡ください。滞納が続くと、有効期限の短い保険証や資

格証明書の発行、財産の差し押さえを受けることがあります。
▼減免や軽減を受けられる場合もあります

住宅災害・農作物被害・疾病による失業・旧被扶養者（後期高齢者制度創設による措置）・非自発的失業者の理由で納付が困難な場合、減免や軽減される場合があります。

申請には必要な書類や条件などがあります。詳しくは、お問い合わせください。
▼便利な口座振替をご利用ください

納期を過ぎると延滞金がかかりますので、納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご希望の方は、口座のある金融機関または国民健康保険課・各支所へお問い合わせください。

「口座振替依頼書」は市内金融機関に備え付けられています。
※口座振替日は納期と同じ日ですが、第6期は12月25日です。
※本庁では普通口座のキャッシュカードをご持参いただくことにより口座振替の手続きができます。

■問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当
☎ 055(262)4111